

## 大泉町看護職員入学金補助金交付要項

大泉町看護職員入学金補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

地域医療の担い手である保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」といいます。）を養成する学校又は養成所（以下「学校等」といいます。）に入学した者又はその保護者に対し、その支払った入学金の一部を補助することで、地域医療の発展に寄与することを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>当該年度に次のいずれかの学校等に入学した者であって、入学時に町内に住所を有するもの（学校等に通学するため、町外に転出したものを含みます。）とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>保健師助産師看護師法（以下「法」といいます。）第19条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した保健師養成所</li><li>法第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した助産師養成所</li><li>法第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所</li><li>法第22条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所</li></ol> <p>※ 1から4の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者については、補助対象者とすることができます。</p> <p>※ 補助対象者の属する世帯（補助対象者が学校等に通学するため、町外に転出した場合にあつては、当該補助対象者の本町において属していた世帯を含みます。以下同じ。）の世帯員に町税を滞納している者がある場合は、補助対象者としません。</p>
補助対象事業及び補助対象経費	看護職員を養成する学校等に入学した場合に、その支払った入学金の一部を補助します。
交付金額	補助対象経費に相当する額とし、10万円を上限として、学校等に支払った入学金の2分の1に相当する

	<p>額とします。</p> <p>※ 交付金に1000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 補助金は、1補助対象者につき1回限りです。</p>
交付条件	<p>補助金の交付を受けるに当たっては、次の条件を遵守しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者又はその保護者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から学校等を卒業するまでの間、毎年度5月末までに学校等に在籍することを証する書類を町長に提出すること。</li> <li>2 学校等を卒業すること。</li> <li>3 補助対象者又はその保護者は、学校等を卒業した日から起算して3か月を経過する日までに、学校等を卒業したことを証する書類の写しを町長に提出すること。</li> <li>4 学校等を卒業した日から起算して3年以内に看護職員の免許を取得すること。</li> <li>5 補助対象者又はその保護者は、看護職員の免許を取得した日から起算して3か月を経過する日までに、当該免許を取得したことを証する書類の写しを町長に提出すること。</li> </ol>

### 3 交付手続

交付申請の方法、時期等	<p>補助対象者又はその保護者は、補助対象者が学校等に入学した日から起算して6か月を経過する日までに、大泉町看護職員入学金補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校等の発行する入学金の領収書その他の学校等に入学金として支払った額を証する書類</li> <li>2 学校等に在学していることを証する書類</li> <li>3 補助対象者の属する世帯の世帯員に町税の滞納がないことを証する書類</li> <li>4 補助対象者の住民票の写し若しくは住民票の除票の写し又は戸籍の附票</li> <li>5 その他町長が必要と認める書類</li> </ol> <p>※ 町税等調査閲覧同意書を提出した場合は、3及び4に掲げる書類の提出を省略することができます。</p>
補助金の交付時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町看護職員入学金補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、補助金を交付します。</p>
報告義務	<p>補助対象者又はその保護者は、補助対象者が学校等を退学した場合には、退学した日から起算して1か月を経過する日までに退学報告書（様式第3号）により報告してください。</p>

補助金の返還等	<p>補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができます。</p> <p>1 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。</p> <p>2 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。</p> <p>また交付決定を取り消した場合であって、既にこの要綱による補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができます。</p>
---------	--

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町看護職員入学金補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町看護職員入学金補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 退学報告書（様式第3号）</p>
---------	---

#### 5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

#### 6 担当部署

大泉町健康づくり課      電話    0 2 7 6   ( 6 2 )   2 1 2 1
--